

## IDEC グループ グリーン調達ガイドライン 第 3.0 版 ANNEX

### 規制化学物質 \*1

別表1 禁止化学物質

No.	化学物質群	閾値	規制対象	主な関係法令、規制、条約
1	カドミウムおよびその化合物	100ppm 未満	全ての用途 (RoHS 指令 適用除外用途は対象外) ※電池は EU 電池規則準 拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS
2	鉛およびその化合物	1000ppm 未満 *2	全ての用途 (RoHS 指令 適用除外用途は対象外) ※電池は EU 電池規則準 拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS
3	水銀およびその化合物	1000ppm 未満	全ての用途 (RoHS 指令 適用除外用途は対象外) ※電池は EU 電池規則準 拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS 水銀に関する水俣条約
4	六価クロム化合物	1000ppm 未満	全ての用途 (RoHS 指令 適用除外用途は対象外) ※電池は EU 電池規則準 拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS
1~4	カドミウム、鉛、水銀、六価 クロム	意図的使用禁止か つ総合計 100ppm 未 満	IDEC グループの製品用 包装材料、梱包材料	EU 包装材指令 米国の包装法における毒性 モデル規制
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	意図的使用禁止か つ 1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 化審法 中国版 RoHS EU POPs 規則 Annex I
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル 類 (PBDE 類)	意図的使用禁止か つ 500ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 化審法 中国版 RoHS EU POPs 規則 Annex I
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキ シル)(DEHP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XIV
8	フタル酸ジブチル (DBP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XIV
9	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XIV
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XIV
7~10	BBP, DBP, DEHP, DIBP	総合計 100ppm 未満	IDEC グループの製品用 包装材料、梱包材料	米国の包装法における毒性 モデル規制
11	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 類	意図的使用禁止か つ 50ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
12	ポリ塩化ターフェニル (PCT) 類	50ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
13	アスベスト類	意図的使用禁止	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
14	三置換有機スズ化合物	1000ppm 未満 (スズ 含有濃度)	全ての用途	化審法, EU REACH 規則 Annex XVII

No.	化学物質群	閾値	規制対象	主な関係法令、規制、条約
15	短鎖型塩化パラフィン(炭素数 10~13)	意図的使用禁止かつ 1500ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
16	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	生成アミンが 30ppm 未満	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性がある織物、革部品	EU REACH 規則 Annex XVII
17	ポリ塩化ナフタレン	意図的使用禁止	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
18	オゾン層破壊物質	意図的使用禁止	全ての用途 (製造工程含む)	オゾン層保護法 モントリオール議定書
19	ジブチルスズ (DBT)化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度)	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
20	ジオクチルスズ(DOT)化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度)	皮膚に触れる繊維 2成分室温効果モールドキット	EU REACH 規則 Annex XVII
21	ホルムアルデヒド	75ppm 未満	繊維部品または木質系部品	EU REACH 規則 Annex XVII
22	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩および PFOS 関連物質	PFOS 及びその塩の場合、0.025ppm 未満、PFOS 関連物質の場合、総合計 1ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
23	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連物質	PFOA 及びその塩の場合、0.025ppm 未満、PFOA 関連物質の場合、総合計 1ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
24	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	意図的使用禁止	全ての用途	化審法 EU REACH 規則 Annex XIV
25	ジメチルフマレート, ジメチル=フマレート (DMF)	0.1ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
26	多環芳香族炭化水素(PAH)	1ppm 未満	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する、または短時間の接触が繰り返されるゴムまたはプラスチック部品	EU REACH 規則 Annex XVII
27	ヘキサブロモシクロデカン (HBCD/HBCDD)	意図的使用禁止かつ 75ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
28	ヘキサクロロベンゼン (HCB)	意図的使用禁止かつ 10ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
29	ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs)(C9-C14)とその塩および関連物質	PFCA(C9-C14)及びその塩の場合、0.025ppm 未満、PFCA(C9-C14)関連物質の場合、総合計 0.26ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
30	フェノール、イソプロピルリン酸(3:1)(PIP(3:1))	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	全ての用途	米国 TSCA
31	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	全ての用途	米国 TSCA

No.	化学物質群	閾値	規制対象	主な関係法令、規制、条約
32	PFHxS(ペルフルオロヘキサンスルホン酸)とその塩および関連物質	PFHxS 及びその塩の場合、0.025ppm 未満、PFHxS 関連物質の場合、総合計 1ppm 未満	全ての用途	化審法 EU POPs 規則 Annex I
33	デクロランプラス CAS 番号: 13560-89-9, 135821-03-3, 135821-74-8	意図的使用禁止	全ての用途	POPs 条約
34	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	意図的使用禁止	全ての用途	POPs 条約
35	中鎖塩素化パラフィン(MCCP)(炭素数 14 から 17 で塩素化率 45 重量%以上のもの)	意図的使用禁止かつ 1500ppm 未満	全ての用途	POPs 条約
36	長鎖ペルフルオルカルボン酸(LC-PFCA)とその塩および関連物質	LC-PFCA およびその塩の場合、0.025ppm 未満、LC-PFCA 関連物質の場合、総合計 1ppm 未満	全ての用途	POPs 条約
37	1~7 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH)	0.1% 未満 (芳香環 3-7 個は 1ppm 未満)	IDEC グループの製品用包装、梱包上のインク	フランス循環経済法 鉱物油規則
38	16~35 個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素(MOSH)	0.1% 未満	IDEC グループの製品用包装、梱包上のインク	フランス循環経済法 鉱物油規則

\* 1 特定顧客向け製品で化学物質に関する取り決めがある場合は、その取り決めを優先する。

\* 2 コードの表面を覆う素材に意図的に鉛が加えられている場合、または鉛の含有量が 300ppm (0.03%)を越える場合は、報告必須

別表 2 管理化学物質

No.	対象	備考
1	IEC 62474	別表 1 禁止化学物質を除く
2	EU REACH 規則 認可対象候補物質(高懸念物質 SVHC)	別表 1 禁止化学物質を除く
3	EU REACH 規則 Annex XVII 制限対象物質	別表 1 禁止化学物質を除く
4	chemSHERPA 報告対象物質	別表 1 禁止化学物質を除く

別表 3 関連する法規制

No.	略称	正式名称
1	化審法	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
2	オゾン層保護法	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
3	放射線障害防止法	放射性同位元素等の規制に関する法律
4	EU RoHS 指令	Directive 2011/65/EU
5	EU REACH 規則 Annex X VII	Regulation(EC) No 1907/2006 Annex X VII
6	EU REACH 規則 Annex X IV	Regulation(EC) No 1907/2006 Annex X IV
7	中国版 RoHS	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
8	POPs 条約	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
9	EU POPs 規則 Annex I	Regulation (EC) No 850/2004 Annex I
10	EU 包装材指令	Directive 94/62/EC
11	米国 TSCA	米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act)
12	米国の包装法における毒性モデル規制	US Model Toxics in Packaging Legislation
13	電池および廃電池に関する規則 (新欧州バッテリー規則)	(EU) 2023/1542
14	水銀に関する水俣条約	The Minamata Convention on Mercury
15	フランス循環経済法 鉛物油規則	LOI n° 2020-105 relative à la lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire Article 112, D543-45-1

別表 4 適用除外用途

No.	物質名	除外項目	IDEC 期限※
EU RoHS 指令 付属書 III (草案を含む)			
5(b)	鉛	ガラス蛍光管中に含まれる含有量が 0.2wt%を超えない鉛	2024/07/21
6(a)	鉛	機械加工用の鉄合金及び亜鉛めっき鋼材中に含まれる 0.35wt%までの鉛	2024/07/21
6(a)- I	鉛	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛	2026/07/21
6(a)- II	鉛	ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼に含まれる 0.2%までの鉛	—
6(b)	鉛	アルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛	2025/07/21
6(b)- I	鉛	鉛含有のアルミニウムスクラップのリサイクルから生じたアルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛	2025/07/21
6(b)- II	鉛	機械加工用のアルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛	2025/07/21
6(b)- III	鉛	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルによるアルミニウム合金に含まれる 0.3wt%までの鉛	—
6(c)	鉛	銅合金に含まれる 4wt%以下の鉛	—
7(a)	鉛	高融点タイプのはんだ中の鉛 (85wt%以上の鉛ベースの合金) (適用除外 24(a) の範囲を除く。)	—
7(c)- I	鉛	コンデンサ用の誘電セラミック以外のガラス・セラミック (例えば圧電デバイス)、ガラス・セラミック複合材料中の鉛を含有する電気電子部品	—
7(c)- II	鉛	定格電圧 AC125V または DC250V 以上のコンデンサの誘電セラミック中の鉛	—
7(c)-IV	鉛	集積回路、ディスクリート半導体の部品に使われるコンデンサ向けのジルコン酸チタン酸鉛 (PZT) をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	2024/07/21
7(c)- V	鉛	注 1 の機能を果たす、コンデンサ中の誘電体セラミック以外のガラスまたはセラミック中に鉛を含む電気電子部品 (圧電素子など)、及びガラスまたはガラスの化合物に鉛を含む電気電子部品	—
7(c)- VI	鉛	注 2 の機能を果たす、セラミック中に鉛を含む電気電子部品 [7(c)- I, II, III, IV 用途を除く]	—
8(b)	カドミウム	電気接点中のカドミウムおよびその化合物	2024/07/21
8(b)- II	カドミウム	次の機器の電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ・サーキットブレーカ ・熱感知制御装置 ・サーマルモータープロテクタ (密閉型を除く) ・AC スイッチ ・DC スイッチ RoHS カテゴリ 8, 9, 11 のみ	2027/7/21
8(c)	カドミウム	8(b)- II の対象以外の電気接点に含まれるカドミウムおよびその化合物 RoHS カテゴリ 8, 9 のみ	2027/7/21
9	六価クロム	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防食用として冷却ソリューション中に含まれる 0.75wt%以下の六価クロム	2024/7/21
13(a)	鉛	13(b), 13(b)- I, 13(b)- II, 13(b)- III, 13(b)- IV に該当する用途を除く、光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛	—
13(b)	カドミウム/ 鉛	フィルターガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウムおよび鉛	2024/07/21
13(b)- I	鉛	イオン着色光学フィルターガラス類中の鉛	—
13(b)- II	カドミウム	ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム。ただし、本付属書の表示記号 39 に該当する用途は除く。	—
13(b)- III	カドミウム, 鉛	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛	2024/7/21
13(b)- IV	カドミウム	反射率標準に使用される釉薬中のカドミウム	—
13(b)- V	鉛	赤外線ガラス分析や中遠赤外線分光に使用される赤外線干渉フィルターの鉛化合物コーティング	—

No.	物質名	除外項目	IDEC 期限※
15	鉛	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	2024/7/21
15(a)	鉛	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 ・90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm <sup>2</sup> 以上 ・300mm <sup>2</sup> 以上のダイ、または 300mm <sup>2</sup> 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	2024/7/21
18(b)	鉛	BSP (BaSi <sub>2</sub> O <sub>5</sub> :Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下)	—
18(b)-I	鉛	医療用光療法機器に使用される場合の BSP (BaSi <sub>2</sub> O <sub>5</sub> :Pb) 等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下)	2024/7/21
18(b)-II	鉛	医療用光療法機器に使用される場合の BSP (BaSi <sub>2</sub> O <sub>5</sub> :Pb) 等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下) RoHS カテゴリ 5, 8, 9 のみ	—
24	鉛	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	2024/7/21
24(a)	鉛	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛 I) 150°Cを超えない場所でのボルト、クリップ、ネジなどの部品をはんだ付け、溶接プロセスで機械的に取り付けまたは接着する用途では、重量の 50%を超えないこと。 II) 150°C以上の高温プロセス(はんだリフロー、溶接など)の場合、またはコンポーネントが 150°C 以上の温度で動作するように定格されている場合の重量で 85%以上の鉛を含む高融点はんだ	—
29	鉛	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I(カテゴリ 1、2、3 および 4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	—
32	鉛	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	—
34	鉛	サーメット型トリマーポテンショメーター素子に含まれる鉛	—
37	鉛	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛	2024/7/21
39(a)	カドミウム	ディスプレイ照明用途のダウンシフトカドミウム系半導体ナノ結晶量子ドットに含まれるセレン化カドミウム(LED チップ表面 1mm <sup>2</sup> あたり 5 μg 未満のカドミウム)	2026/7/21
39(b)	カドミウム	ディスプレイ及びプロジェクション用途で使用する LED 半導体チップ上に、機器当たり 1 mg の最大量で、直接堆積したダウンシフト半導体ナノ結晶量子ドット中のカドミウム(光を放出する LED チップ表面の 1mm <sup>2</sup> あたり 5 μg 未満のカドミウム)	—
41	鉛	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分、並びに点火用モジュールおよびその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中であって、技術的理由から携帯式の燃焼機関(欧州議会および理事会指令 97/68/EC のクラス SH:1, SH:2, SH:3)のクランクケースまたはシリンダー上に直接、またはそれらの内部に取り付けられねばならないものに含まれる鉛	2024/7/21
EU POPs 規則 (EU) No 2019/1021 付属書 I (草案を含む)			
UV-328 (1)	UV-328	偏光器の内部のトリアセチルセルロース(TAC)製フィルム	—

No.	物質名	除外項目	IDEC 期限※
米国 TSCA			
PIP(3:1) (1)	PIP(3:1)	回路基板及びワイヤーハーネスに使用する PIP(3:1) 含有部品	—
PIP(3:1) (2)	PIP(3:1)	再生材もしくは再利用のプラスチック製品又は部品。ただし新たな PIP(3:1) が添加されていない場合	—

※IDEC 期限: 期限以降は製品に組み込んで生産することはできない。

注 1:

- 1) ホウ酸鉛-亜鉛またはホウ酸鉛ガラス体に基づく、ウエハ用の高電圧ダイオード及びガラス層のガラスピースの保護及び電気絶縁性
- 2) セラミック、金属、ガラス部品間の気密シール用
- 3) プロセスパラメータが 10dPas の粘度(いわゆる「ガラス転移温度」)で 500°C未満の範囲でのボンディング用
- 4) トリマーポテンシャルメータを除く、インクなどの抵抗材料(抵抗率の範囲: 1Ω/□~1MΩ/□)
- 5) マイクロチャンネルプレート(MCP)、チャンネル電子倍増管(GEM)及び抵抗性ガラス製品(RGP)の化学修飾ガラス表面に使用

注 2:

- 1) 圧電チタン酸ジルコン酸鉛(PZT)セラミック
- 2) 正の温度特性(PTC)を提供するセラミック

改定履歴

改定日	改定内容
2018年10月 第1版	制定
2020年1月 第2版	別表1 禁止化学物質 11 ポリ塩化ビフェニル(PCB)類の閾値に50ppm未滿を追加 18 ポリ塩化ナフタレンの塩素数を2以上から1以上へ変更 19 オゾン層破壊物質の規制対象に「製造工程を含む」を追加 25 ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質の閾値を変更(意図的使用禁止かつ1000ppm未滿→PFOA及びその塩の場合、0.025ppm未滿、PFOA関連物質の場合、総合計5ppm未滿)に変更 30 ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレン及び2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物を削除 別表2 管理化学物質 4 JAMP管理対象物質からchemSHERPA管理対象物質へ変更
2022年4月 第2.1版	別表1 禁止化学物質 31 ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)(C9-C14)、その塩及び関連物質を追加 32 フェノール、イソプロピルリン酸(3:1)(PIP(3:1))を追加 33 ペンタクロロチオフェノール(PCTP)を追加
2023年7月 第2.2版	別表1 禁止化学物質 7~10 BBP, DBP, DEHP, DIBPの総合計100ppm未滿の追加 24 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩の閾値追加 34 PFHxS(ペルフルオロヘキサンスルホン酸)及びその塩及び関連物質を追加 35 デクロランプラスを追加 36 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)を追加 37 鉱物油系芳香族炭化水素類(MOAH)を追加 38 鉱物油飽和炭化水素類(MOSH)を追加 別表4 適用除外用途 RoHS指令附属書IIIの適用除外用途の見直し調査最終報告書を反映
2024年11月 第3.0版	別表1 禁止化学物質 14 三置換有機スズ化合物にビス(トリブチルスズ)オキシド(TBTO)を包括 15 短鎖型塩化パラフィン(炭素数10~13)の不純物の閾値を設定 27 ヘキサブromシクロドデカン(HBCD/HBCDD)不純物の閾値を修正 30 フェノール、イソプロピルリン酸(3:1)(PIP(3:1))の不純物の閾値を設定 35 中鎖塩素化パラフィン(MCCP)を追加 36 長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩および関連物質を追加 別表4 適用除外用途 18(b)-II, 24(a), 39(b), UV-328(1), PIP(3:1)(1), PIP(3:1)(2)を追加 5(b), 6(a), 6(a)-I, 6(b), 6(b)-I, 6(b)-II, 8(b)-II, 8(c), 18(b)-I, 24の期限を修正 39(a)の内容変更、期限の修正